

令和元年第 3 回市議会定例会議案説明

条例議案 13 件
 一般議案 4 件
 補正予算 3 件
認定議案 5 件
 合計 25 件

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第 45 号</p> <p>館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を削除しようとするものである。</p> <p>地方公務員法の改正内容</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人 → 削除</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>
<p>議案第 46 号</p> <p>館山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>議案第 45 号と同様の理由である。</p>
<p>議案第 47 号</p> <p>館山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、条例第 6 条において引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称や条名が変更されたため、改正しようとするものである。</p> <p>改正内容</p> <p>1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</p> <p>2 第 3 条第 1 項 → 第 6 条第 1 項</p>

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第48号 館山市長期継続契約条例 の制定について</p>	<p>地方自治法第214条において、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定める必要があるが、その例外規定として、地方自治法施行令第167条の17により、翌年度以降にわたる物品の借入れや役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、条例で定めるものについては長期継続契約が認められていることから、必要な事項について定めようとするものである。</p> <p>長期継続契約を締結することができる契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務用機器等の物品の借入れ又は著作物の利用に関する契約で、商習慣上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの 2 前記の契約に伴う保守又は維持管理に係る契約 3 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもので、規則に定めるもの
<p>議案第49号 財産の取得について</p>	<p>老朽化した消防ポンプ自動車を更新するため、消防ポンプ自動車1台を購入しようとするものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得財産 消防ポンプ自動車 1台 2 契約の方法 一般競争入札 3 取得価格 万円 4 契約の相手方 (所在地) (社名) 代表取締役 <p>※ 3及び4については、入札の結果によります。</p>

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第50号 損害賠償の額の決定及び 和解について</p>	<p>令和元年5月30日に発生した、館山市正木787番地の17地先における市の車両による追突事故に関し、損害賠償についての協議が調ったため、その額の決定及び和解について議会の議決を求めようとするものである。</p> <p>和解の内容</p> <p>市は、相手方に対し545,411円を支払う。当事者双方は、今後本件に関しては、異議を申し立てないものとする。</p>
<p>議案第51号 館山市印鑑条例の一部を 改正する条例の制定につ いて</p>	<p>住民基本台帳法施行令の一部が改正され、住民票の記載事項に旧氏が加えられたことに伴い、印鑑登録原票の記載事項に旧氏を加えるほか、所要の改正をしようとするものである。</p>
<p>議案第52号 館山市立幼稚園設置条例 の一部を改正する条例の 制定について</p>	<p>幼児教育、保育の無償化の観点から、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、幼稚園の保育料に関する規定を削除しようとするものである。</p>
<p>議案第53号 館山市立幼稚園預かり保 育条例の一部を改正する 条例の制定について</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する者（満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）に係る預かり保育料を無料としようとするものである。</p>
<p>議案第54号 館山市家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定に ついて</p>	<p>児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用している条文の整理をしようとするものである。</p>

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第 5 5 号</p> <p>館山市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部が改正され、館山市立幼稚園設置条例及び館山市保育所条例の一部を改正することに伴い、同条例を引用している条文を整理しようとするものである。</p> <p>また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、給食費の徴収に関する規定を加えようとするものである。</p>
<p>議案第 5 6 号</p> <p>館山市保育所条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>給食費の徴収に関する規定について、議案第 5 5 号と同様の理由により、新たに加えようとするものである。</p> <p>また、館山市民以外の利用者負担額について明記するほか、所要の改正を行おうとするものである。</p>
<p>議案第 5 7 号</p> <p>館山市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の制定について</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、幼児教育、保育の無償化の対象施設となる特定教育・保育施設等に対し、同法第 8 7 条の規定に基づき、過料を科す規定を定めようとするものである。</p> <p>罰則内容</p> <p>次に掲げる事項に該当する者に対して、10万円以下の過料を科す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校就学前子どもの保護者等が、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合 2 教育・保育給付に係る教育・保育を行う者等が、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 3 教育・保育給付認定の変更や取消しにより、支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない場合

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第58号 指定管理者の指定について</p>	<p>これまで個別に管理してきた施設（館山市立博物館，館山市立博物館分館，館山市都市公園）について，包括的な管理運営をさせることを目的として，新たに指定管理者を指定しようとするものである。</p> <p>1 対象となる公の施設の名称</p> <p>（1）館山市立博物館</p> <p>（2）館山市立博物館分館</p> <p>※議案第61号の施設と一括</p> <p>2 指定管理者となる団体 千葉県千葉市美浜区真砂3丁目3番7号 株式会社 塚原緑地研究所</p> <p>3 指定の期間 令和元年12月1日から 令和6年11月30日まで</p>
<p>議案第59号 館山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>令和元年10月から消費税率が引き上げられることに伴い，下水道使用料の改定を行おうとするものである。</p> <p>一般汚水</p> <p>基本使用料</p> <p>10立方メートルまで 1,247円 → 1,270円</p> <p>超過使用料（1立方メートルにつき）</p> <p>10立方メートルを超え20立方メートルまで 137円 → 139円</p> <p>20立方メートルを超え40立方メートルまで 148円 → 151円</p> <p>40立方メートルを超え100立方メートルまで 176円 → 179円</p> <p>100立方メートルを超え500立方メートルまで 216円 → 220円</p> <p>500立方メートルを超える分 243円 → 247円</p> <p>浴場汚水</p> <p>1立方メートルにつき 15円 → 16円</p>

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第60号</p> <p>館山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について</p>	<p>館山市公共下水道事業に地方公営企業法の一部を適用するため、同法に規定する財務規定等を定めようとするとともに、同法において条例で定めることとされている事項について定めようとするものである。</p> <p>主な制定内容</p> <p>1 法の財務規定等の適用</p> <p>館山市公共下水道事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することについての規定を定めるものである。</p> <p>2 重要な資産の取得及び処分</p> <p>予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡については予算に定めることについての規定を定めるものである。</p> <p>3 議会の同意を要する賠償責任の免除</p> <p>監査委員が地方公営企業の業務に従事する職員に賠償責任があると決定した場合、やむを得ない事情によるものであるときは、議会の同意を得て賠償責任の全部又は一部を免除することができる規定を定めるものである。</p> <p>4 議会の議決を要する損害賠償の額の決定</p> <p>公共下水道事業の業務に関し、法律上市の義務に属する損害賠償で、1件の金額が30万円を超えるものは議会の議決を要することについての規定を定めるものである。</p> <p>5 業務の状況の公表</p> <p>公共下水道事業に関する業務の状況の公表についての規定を定めるものである。</p> <p>4月1日から9月30日までの業務の状況 11月30日まで</p> <p>10月1日から翌年3月31日までの業務の状況 5月31日まで</p>

議 案 名	概 要 説 明
議案第61号 指定管理者の指定について	<p>議案第58号と同様の理由である。</p> <p>1 対象となる公の施設の名称</p> <p>館山市都市公園</p> <p>ア 城山公園</p> <p>イ 船形公園</p> <p>ウ 根岸公園</p> <p>エ 館山駅西口公園</p> <p>オ 中村公園</p> <p>カ 宮城公園</p> <p>キ 北条中央公園</p> <p>※議案第58号の施設と一括</p> <p>2 指定管理者となる団体 千葉県千葉市美浜区真砂3丁目3番7号 株式会社 塚原緑地研究所</p> <p>3 指定の期間 令和元年12月1日から 令和6年11月30日まで</p>

議 案 名	概 要 説 明
議案第62号 令和元年度館山市一般会計補正予算 (第3号)	補正前 19,467,109千円 補正額 190,440千円 補正後 19,657,549千円 (主要事項) (単位:千円) コミュニティセンター外壁改修事業 7,359 低所得者保険料軽減繰出金 33,147 施設等利用費負担金(認可外保育施設等) 15,840 三芳水道企業団出資金 25,543 有害鳥獣被害防止対策事業補助金 4,121 “渚の駅”たてやま機能強化事業 1,151 道路新設改良事業 11,682 特定空家等対策事業 5,500 施設等利用費負担金(私立幼稚園分) 11,742 債務負担行為 ごみ再資源化業務に係る委託料 外2件
議案第63号 令和元年度館山市介護保険特別会計 補正予算(第1号)	補正前 5,917,593千円 補正額 310,605千円 補正後 6,228,198千円 (主要事項) (単位:千円) 介護給付費準備基金積立金 144,290 過年度分介護給付費等返還金 97,945 一般会計繰出金返還金 71,870
議案第64号 令和元年度館山市下水道事業特別会 計補正予算(第1号)	補正前 799,208千円 補正額 △7,199千円 補正後 792,009千円 (主要事項) (単位:千円) 消費税及び地方消費税等 301
認定第1号～認定第5号 平成30年度館山市一般会計外4特 別会計決算の認定について	地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの